

# お知らせ

## 10月16日(月)～22日(日)は行政相談週間です

総務省では、国の仕事などについて、みなさんの苦情や要望をお聴きする「行政相談」を行っています。毎日の暮らしの中で、道路、登記、年金、福祉といったことなどについて、「気になっていることや困っていることがある」「制度や手続きがわからない」などの相談事をお持ちの人は、下記の行政相談委員までお気軽にご相談ください。

### ◇行政相談委員

- ・藤本 英子（郷 ☎ 83-6945）
- ・田中 昌子  
（セメント町第一 ☎ 83-4527）
- ・吉中 盛雄（鳥越一 ☎ 75-0008）

### ◇問い合わせ先

広報広聴課（☎ 82-1133）

## 山口県最低賃金が改正されました

山口県内で働くすべての労働者に適用される山口県最低賃金が次のとおり改正されました。

### ● 1時間 646円

（効力発生の日 10月1日）

この金額に満たない額で従事させたり、従事したりすることのなないようにしましょう。

### ◇問い合わせ先

商工労働課（☎ 82-1151）

## 社会生活基本調査

総務省統計局では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。この調査は、統計法に基づき国が実施する基本的で重要な統計調査です。10月上旬から、統計調査員が調査対象世帯をお訪ねして調査票の記入をお願いしますので、ご協力ください。なお、記入していただいた調査票の内容を他に漏らしたり、統計を作成する目的以外に使用することは、統計法によって固く禁じられていますので、ありのままを記入してくださるようお願いいたします。

### ◇調査対象地域

下木屋、六十番、上の郷、野来見、鴨庄下、鴨庄西、常盤町、植木、東郷 各自治会の一部

### ◇問い合わせ先

県統計分析課人口統計班  
（☎ 083-933-2650）

## 調査票の記入はお済みですか？ ～事業所・企業統計調査～

10月1日は平成18年事業所・企業統計調査の日です。全国すべての事業所が対象となります。調査関係者には法律による守秘義務があり、調査内容は統計を作成するためだけに使用されますので、安心して調査にご協力ください。調査票の回収は調査員証を携行した調査員が行います。

### ◇問い合わせ先

企画課（☎ 82-1130）

## 小野田警察署に少年指導委員を配置

平成18年5月に風営適正化法が改正され、少年指導委員に「立ち入り権限」が付与され、公安委員会の指示を受け、風俗営業の営業所等に立ち入ることができるようになりました。この立ち入りは、公安委員会が少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときに、少年指導委員に風俗営業の営業所等に立ち入らせることができるものです。小野田警察署管内では、

- ・川本 博暁
- ・谷岡 弘子
- ・一丸 三津代（敬称略）

の3名が少年指導委員として配置されています。

### ◇問い合わせ先

小野田警察署生活安全課  
（☎ 84-0110）

## これからの糸根川を考えよう

県と市では、これからの糸根川のあり方や川づくりに関する整備目標などを盛り込んだ「糸根川河川整備計画」を策定するため、「川づくり検討委員会」を開催します。この委員会の内容は公聴できます。

### ◇とき

10月13日(金) 13:30～16:00

### ◇ところ 植生公民館2階講堂

### ◇問い合わせ先

宇部土木建築事務所企画調査室  
（☎ 21-7125）  
県河川課（☎ 083-933-3770）

## 広告